

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	6 5 0 9 7 3 1	届 出 番 号	(在宅 D X) 第 号
-----------	---------------	---------	-----------------

連絡先

担当者氏名：横山 聡美

電 話 番 号：048-855-3960

(届出事項)

〔在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注6の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注21に規定する在宅医療 D X 情報活用加算（1 2）〕の施設基準に係る届出

※今回届出をする事項について、（ ）内に該当するものを○で囲んでください。

[2-103]

- ☒ 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- ☒ 当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- ☒ 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- ☒ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和8年10月19日

保険医療機関の所在地
及び名称

埼玉県さいたま市中央区本町東2-7-23
医療法人社団彩真会
さくらそう診療所

開設者名 飯沼 敏朗

関東信越厚生局長 殿

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。

在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注6
の規定により準用する場合を含む）及び歯科訪問診療料の注21に規定する
在宅医療DX情報活用加算の施設基準に係る届出書添付書類

項目	記入欄	
1. 在宅医療DX情報活用加算の届出区分 (該当区分に○をつけること)	加算 1	加算 2
2. 診療体制等の要件 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	1	☒ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する 命令第1条に規定する電子情報処理組織を使用した診療報 酬請求を行っている
	2	☒ 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オ ンライン資格確認）を行う体制が整備されている
	3	☒ 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用によ り、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体 制が整備されている
	4	☐ 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子 処方箋により処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処 方箋管理サービスに登録する体制が整備されている
	5	☒ 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得さ れる診療情報等を活用する体制が整備されている
	6	☒ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施 するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことに ついて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
	7	☒ 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等 についてのウェブサイトへの掲載を行っている

【記載上の注意】

- 「2」の「4」については、当該加算1を算定する場合に記載すること。
- 「2」の「5」については、当面の間、当該基準を満たしているものとみなす。ただし、保険医療機関は、国等が全国で電子カルテ情報共有サービスの運用を開始した場合には、速やかに導入するように努めること。
- 「2」の「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。